

厚木市自殺対策計画の改定（期間延長）及び第2期計画策定スケジュールの変更について

1 変更理由

厚木市自殺対策計画については、令和5年度末の計画期間満了に伴い、第2期計画の策定を予定しておりましたが、策定に必要な最新の地域自殺実態プロフィールが令和6年1月18日に配付されました。

こうしたことから、令和5年度中の第2期計画の策定が困難となったことから、現計画を改定し、計画期間を延長するとともに、第2期計画の策定スケジュールの見直しを行い、それぞれ令和6年6月まで延長するものです。

【地域自殺実態プロフィール】

厚生労働大臣が指定する一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが毎年作成して、都道府県及び市町村へ配付しているもので、自殺者の年代や性別、同居人の有無等の属性や特徴が示されています。

2 策定スケジュール

概要	会議等	時 期	
		変更【前】	変更【後】
策定方針（承認）	経営戦略会議	令和5年 10月	—
計画素案に対する 意見聴取	(1) セーフコミュニティ 自殺予防対策委員会 (2) 自殺対策庁内連絡会議	12月	令和6年 2月
市民参加手続	健康食育推進協議会	令和6年 1月	3月
	パブリックコメント	2月	4～5月
最終報告	(1) セーフコミュニティ 自殺予防対策委員会 (2) 自殺対策庁内連絡会議 (3) 健康食育推進協議会	3月	6月
第2期計画開始	—	4月	7月